

新旧対照表

浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領（令和6年4月1日施行）を次のように改正する

改正前	改正後
<p>浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する建築工事において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事の実施にあたり、必要な事項を定める。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 市長事務部局が発注し、浜松市建築工事積算基準決定要領に基づき積算する、建築・建築設備工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 当初設計金額250万円以下の工事(2) 契約上の工期が1ヶ月未満の工事(3) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事(4) 対象とすることが適当でないと工事担当課が判断した以下の工事<ul style="list-style-type: none">① 災害復旧工事や急施工事など緊急性の高い工事 <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 週休2日 <u>対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u>(2) 対象期間 工事着工日から工事完工日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。(3) 工事着工日 測量や現場事務所の設置といった準備作業以降、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。(4) 工事完工日 屋外や敷地周辺の後片付けを除く、現場の作業が完了した日をいう。(5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。	<p>浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する建築工事において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事の実施にあたり、必要な事項を定める。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 市長事務部局が発注し、浜松市建築工事積算基準決定要領に基づき積算する、建築・建築設備工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 当初設計金額250万円以下の工事(2) 契約上の工期が1ヶ月未満の工事(3) 契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が1週間程度の工事(4) 対象とすることが適当でないと工事担当課が判断した以下の工事<ul style="list-style-type: none">① 災害復旧工事や急施工事など緊急性の高い工事 <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 週休2日 <u>ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u>(2) 対象期間 工事着工日から工事完工日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。(3) 工事着工日 測量や現場事務所の設置といった準備作業以降、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。(4) 工事完工日 屋外や敷地周辺の後片付けを除く、現場の作業が完了した日をいう。(5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

<p>(6) 現場休息 分離発注された工事の場合に、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(7) 分離発注 一つの工事現場で複数の工事を発注することをいう。</p> <p>(8) 4週8休以上 <u>対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> <p>（発注方式等）</p> <p>第4条 発注者指定方式を原則とし、対象工事ごとに現場説明書等における記載例（別紙2）の内容を記載するものとする。 なお、分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式。</p> <p>(2) 受注者希望方式（費用計上型） <u>受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日の取組内容（未実施含む）を協議したうえで取り組む方式</u></p> <p>（積算方法等）</p> <p>第5条 積算方法等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 補正方法 週休2日制工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じた、別紙1に定める補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p>(2) 積算及び変更方法 ① 発注者指定方式 <u>4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。</u></p>	<p>(6) 現場休息 分離発注された工事の場合に、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(7) 分離発注 一つの工事現場で複数の工事を発注することをいう。</p> <p>(8) 4週8休以上 <u>ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。</u> <u>なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。</u> <u>イ 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。</u> <u>エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。</u></p> <p>（発注方式等）</p> <p>第4条 発注者指定方式を原則とし、対象工事ごとに現場説明書等における記載例（別紙1）の内容を記載するものとする。 なお、分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。</p> <p>(1) 発注者指定方式 発注者が月単位週休2日に取り組むことを指定する方式。 <u>なお、通期の週休2日は必須とする。</u></p> <p>(2) 受注者希望方式（削除） <u>受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。なお、通期の週休2日は必須とする。</u> <u>対象期間開始前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）は、補正率を変更する。</u></p> <p>（積算方法等）</p> <p>第5条 積算方法等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 補正方法 週休2日制工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じた、別に定める補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p>(2) 積算及び変更方法 ① 発注者指定方式 <u>当初の設計金額の設定から、月単位の週休2日を前提とした補正係数により各経費を補</u></p>
---	--

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、浜松市建設工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式（費用計上型）

4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、現場閉所の状況に応じて別に定める補正方法にて労務費を補正した工事費を積算し、浜松市建設工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨の適否の明示は次のとおりとする。

契約方式ごとに、次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）を別紙2を参考に行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合：入札公告、現場説明書及び参考数量書等
- (2) 指名競争入札の場合：指名通知書、現場説明書及び参考数量書等
- (3) 隨意契約の場合：現場説明書及び参考数量書等

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着工前

- ・ 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着工日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注された工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。また、監督員は、週休2日制工事の実施にあたり、分離発注された他の受注者へのしわ寄せが生じることのないよう必要な調整を行う。

② 工事着工後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注された工事の場合「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）実施日」を記載し、監督員に提出する。

正し工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

② 受注者希望方式（削除）

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たないもの及び受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合については、週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨の適否の明示は次のとおりとする。

契約方式ごとに、次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）を別紙1を参考に行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合：入札公告、現場説明書及び参考数量書等
- (2) 指名競争入札の場合：指名通知書、現場説明書及び参考数量書等
- (3) 隨意契約の場合：現場説明書及び参考数量書等

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着工前

- ・ 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着工日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注された工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。また、監督員は、週休2日制工事の実施にあたり、分離発注された他の受注者へのしわ寄せが生じることのないよう必要な調整を行う。

② 工事着工後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注された工事の場合「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）実施日」を記載し、監督員に提出する。

<ul style="list-style-type: none"> 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）実施日」が記載された「実施工工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 <p>③ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、仕上げ工事及び外構工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。 <p>(適正工期の設定等)</p> <p>第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適正な工期の確保 余裕期間制度※¹を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※²」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないよう、設備工事等の後工程の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。 特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。 工事成績評定 週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保（4週8休以上）」で評価する。 元請下請の取引の適正化 週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。 <p>※1 「浜松市工事着手日選択型工事実施要領」を参照する。</p> <p>※2 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。(H30.2.9)</p> <p>附 則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）実施日」が記載された「実施工工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。 <p>③ その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、仕上げ工事及び外構工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。 <p>(適正工期の設定等)</p> <p>第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適正な工期の確保 余裕期間制度※¹を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方※²」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないよう、設備工事等の後工程の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。 特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。 工事成績評定 週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保（4週8休以上）」で評価する。 元請下請の取引の適正化 週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。 <p>※1 「浜松市工事着手日選択型工事実施要領」を参照する。</p> <p>※2 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。(H30.2.9)</p> <p>附 則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	---

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年10月16日から施行する。

1 単価の補正方法等

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、表1の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料※1第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※1 公共建築工事積算基準等資料は国土交通省官庁営繕部が作成したものであり、浜松市建築工事積算基準決定要領に定める積算基準である。

表1複合単価の補正係数

	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満		
	新営	改修	新営	改修	新営	改修	
	補正係数	補正係数	補正係数	補正係数	補正係数	補正係数	
労務単価			1.05		1.03		1.01

表A-2建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上 4週8休(28.5%)未満		4週6休(21.4%)以上 4週7休(25.0%)未満	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12

<u>内外装工事(ビニル床材)</u>	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>	<u>1.01</u>	<u>1.09</u>	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
<u>内外装工事</u>	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>内外装工事(ビニル床材)</u>	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>ユニットその他</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>排水工事</u>		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>舗装工事</u>		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
<u>植栽及び屋上緑化</u>		<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上	4週6休(21.4%)以上	新嘗 補正率	改修 補正率	新嘗 補正率	改修 補正率
		新嘗 補正率	改修 補正率	4週8休(28.5%)未満	4週7休(25.0%)未満				
配管工事	<u>電線管、2種金属線び 及び同ボックス</u>	<u>1.04</u>	<u>1.22</u>	<u>1.02</u>	<u>1.20</u>	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>		
	<u>ケーブルラック</u>	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>		
	<u>位置ボックス及び 位置ボックス用ポンディング</u>	<u>1.03</u>	<u>1.21</u>	<u>1.02</u>	<u>1.19</u>	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>		
	<u>ブルボックス</u>	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>		
	<u>ブルボックス用接地端子</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>		
	<u>防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)</u>	<u>1.03</u>	<u>1.16</u>	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>		
	<u>防火区画貫通処理 金属管・丸型用</u>	<u>1.01</u>	<u>1.06</u>	<u>1.01</u>	<u>1.05</u>	<u>1.01</u>	<u>1.05</u>		
	<u>(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管</u>	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>		
配線工事	<u>600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル</u>	<u>1.03</u>	<u>1.20</u>	<u>1.02</u>	<u>1.18</u>	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>		
接地工事	<u>(接地極工事) 鋼板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票(金属製)</u>	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>		

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休(28.5%)以上		4週7休(25.0%)以上	4週6休(21.4%)以上	4週8休(28.5%)未満	4週7休(25.0%)未満
		4週8休(28.5%)未満	4週7休(25.0%)未満	4週7休(25.0%)以上	4週6休(21.4%)以上		

		新 營 補正率	改 修 補正率	新 營 補正率	改 修 補正率	新 營 補正率	改 修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	<u>低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類</u>	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

<p style="text-align: right;">(別紙<u>2</u>)</p> <p>現場説明書等における記載例</p> <p>【発注者指定方式の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。 2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。 <p><u>① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、○○期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</u></p> <p><u>③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</u></p> <p><u>④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p> 3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。 監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。 4. <u>4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u> 	<p style="text-align: right;">(別紙<u>1</u>)</p> <p>現場説明書等における記載例</p> <p>【発注者指定方式の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は、発注者が<u>月単位</u>の週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。 2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。 <p><u>① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>③ 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、○○期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</u></p> <p><u>④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</u></p> <p><u>⑤ 「4週8休以上」とは、<u>以下のとおりとする。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。</u> ・<u>通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> ・<u>降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u> 3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。 監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。 4. <u>月単位の週休2日を前提に補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は補正係数を通期の週休2日のものに変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</u>
---	--

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。
 3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注された工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。
監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場休息実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。
 4. 4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日制工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - ③ 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ⑤ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑥ 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。
 - ・月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ・通期の週休2日においては、対象期間内の現場休息率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
 - ・現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
 - ・降雨、降雪等による予定外の現場休息日についても、現場休息日数に含めるものとする。

【受注者希望方式（費用計上型）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式（費用計上型））である。

週休2日の取り組みの希望の有無を工事着工前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、週休2日の取り組みを希望しない受注者は3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。

4. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない（受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合を含む）場合、以下の①から④までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

① 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

② 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25.0%未満） 補正係数1.01

③ 4週6休未満（現場閉所率25.0%未満） 補正なし

④ 受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合 補正なし

【受注者希望方式削除の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式削除）である。

週休2日の取り組みの希望の有無を工事着工前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、週休2日の取り組みを希望しない受注者は3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑤ 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。

・月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

・通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

・降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。

4. 月単位の週休2日を前提に補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は補正係数を通期の週休2日のものに変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【受注者希望方式（費用計上型）（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式（費用計上型））である。

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている〇〇工事、〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意する必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着工前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。

4. 4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合（週休2日に取り組むことについて）

【受注者希望方式削除（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制工事（受注者希望方式削除）である。

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている〇〇工事、〇〇工事、〇〇工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意する必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着工前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、3項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。

② 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。

③ 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完工日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、〇〇期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

④ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑤ 「現場休息」とは、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

⑥ 「4週8休以上」とは、以下のとおりとする。

・月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」といいます。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、曆上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

・通期の週休2日においては、対象期間内の現場休息率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

・現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

・降雨、降雪等による予定外の現場休息日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着工前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着工後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所実施日」を記載し、監督員に提出するものとする。

4. 月単位の週休2日を前提に補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は補正係数を通期の週休2日のものに変更し、通期の週休2日に満

合意しなかった場合を含む）、以下の①から④までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費を補正し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

① 4週7休以上4週8休未満（現場休息率25.0%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

② 4週6休以上4週7休未満（現場休息率21.4%（6日/28日）以上25.0%未満） 補正係数1.01

③ 4週6休未満（現場閉所率25.0%未満） 補正なし

④ 受注者が週休2日の取り組みを希望しない場合 補正なし

たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【対象外の場合】

本工事は、○○○○であるため、週休2日制工事の対象としない工事である。

【対象外の場合】

本工事は、○○○○であるため、週休2日制工事の対象としない工事である。